

地区スポーツ教室の実施要項

1. 目的

この地区スポーツ教室（以下、教室という）は、各地区住民を対象にスポーツ推進委員が企画・運営して実施するものであり、レクリエーション・スポーツ種目やパラスポーツ種目を通して住民の健康増進・体力向上を目指すとともに、教室終了後に参加者相互によるクラブ組織へと発展できるようにすることを目的とする。

2. 実施単位

- ・教室は、1日2時間を1単位とし、最低4単位、計8時間で1教室とする。
- ・夏季休業期間中のラジオ体操は、実施時間の合計8時間で1教室とする。
※準備・片付けを含めて1回1時間扱い。

3. 開催の条件

- (1)各地区2教室とする。
- (2)計画書は、教室開催2週間前に、報告書は教室終了後2週間以内に事務局へ提出すること。
※計画書及び報告書を提出の際には、啓発に利用したポスター・ちらし等を添付する。
- (3)指導者謝礼については、2人を限度として一人につき1教室2,500円（税込）とする。
※1教室に満たない場合、4時間（4回分）1,250円で計算。4時間未満は切り捨てる。
例1：教室を18時間実施した場合→2教室（16時間分）5,000円支払い
残りの2時間分を切り捨てる。
例2：教室を20時間実施した場合→2教室（16時間分）5,000円+4時間（4回分）1,250円=6,250円支払い
- (4)指導者の選考にあたっては、スポーツ推進委員にこだわることなく幅広く地域指導者の中より選ぶことが望ましい。
- (5)開催期間は4月1日より翌年の2月15日まででお願いします。
※計画書及び報告書については、別紙参照。

4. 対象種目

ニュースポーツの普及・発展を図る上から、地区のニーズにあったスポーツを実施する。

（種目例）

- ・卓球・バドミントン・バレーボール・テニス・グラウンドゴルフ・ゲートボール
- ・ターゲットバードゴルフ・健康体操・インディアカ等のレクリエーション・スポーツ種目やボッチャ・シッティングバレーボール等のパラスポーツ種目を対象とする。

5. 広報（PR）方法

この教室は、一部の住民を対象に実施するものではなく地域住民全体を対象として実施するため、その呼びかけについては地区ごとにできる限り多くの住民が参加することができるように工夫することが望ましい。そのために、町内自治会等の地域団体の協力を求めるとともに、ポスター（案内文）の掲示・回覧等を積極的に行うことが必要である。

6. 用具の貸し出し

教室で使用する用具については、基本的に各区役所（担当は、地域振興課スポーツ推進委員担当）で貸し出しを行う。ただし、各区役所にて用意できないものについては、市民局スポーツ振興課で対応する場合もある。

7. 問い合わせ先

千葉市市民局スポーツ振興課（担当：育成班 宮内・飯沼 電話 245-5968）